

タクシー運転者の最低賃金について

1、最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、都道府県ごとに定められた地域別最低賃金と特定地域内の特定の産業に適用される産業別最低賃金があります。

仮に、労働者、使用者双方の合意の上で最低賃金額より低い賃金を定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、最低賃金額未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が科されています。

2、タクシー運転者に適用される最低賃金額について

タクシー運転者には、地域別最低賃金が適用されます。賃金制度が、「固定給＋歩合給（出来高払）制」の場合も、いわゆる「オール歩合給制」の場合も、1 時間あたりに換算した賃金額が、都道府県ごとに定められた最低賃金額を下回らないようにすることが必要です。

3、実際の賃金と最低賃金との比較方法

ある月の賃金と最低賃金との比較方法について（1）オール歩合給制の場合と（2）固定給＋歩合給制の場合でそれぞれ説明します。

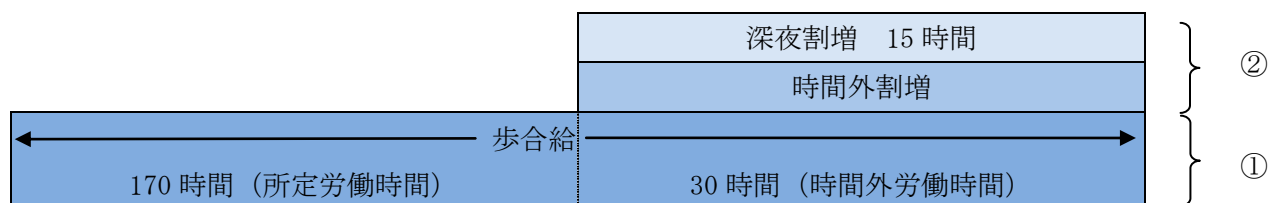
【例えば、ある月の労働時間を次のように仮定します】

月間総労働時間	{	所定労働時間…170 時間
200 時間		時間外労働時間…30 時間（うち深夜労働時間…15 時間）

（1）オール歩合給制の場合

【ある月の賃金】

総支給額	{	歩合給…144,000 円 …① 最低賃金の対象となる賃金	}	②
152,100 円		時間額割増賃金…5,400 円（144,000 円÷200 時間×0.25×30 時間）		
		深夜割増賃金…2,700 円（144,000 円÷200 時間×0.25×15 時間）		



◆時間当たりの賃金額の算出

●ポイント

歩合給の時間当たりの賃金額は、歩合給の額をその歩合給を得るために働いた総労働時間（所定労働時間＋時間外労働時間）で割って計算します。

$$\text{歩合給の時間当たりの賃金額} = \text{歩合給} \div \text{月間総労働時間}$$

時間外と深夜の割増賃金は最低賃金の対象に含まれませんので、上図の①の部分の時間当たりの賃金額を計算します。

$$\text{歩合給 } 144,000 \text{（円）} \div \text{月間総労働時間 } 200 \text{（時間）} = 720 \text{ 円}$$

が、時間当たりの賃金額となります。

◆最低賃金との比較

タクシー事業者の所在地である〇〇県の地域別最低賃金が 734 円の場合、

$$720 \text{ 円} < 734 \text{ 円}$$

となり、時間当たりの賃金額が最低賃金額を 14 円下回っていますので、最低賃金額との差額と差額に対する割増分を支払う必要があります。

(2) 固定給＋歩合給制の場合

【ある月の賃金】

総支給額 156,325 円	{	固定給（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除く）	…85,000 円	}	最低賃金の対象 となる賃金
		歩合給	…48,000 円		
		固定給に対する時間外割増賃金	…18,750 円（85,000 円 ÷ 170 時間（※） × 1.25 × 30 時間）		
		固定給に対する深夜割増賃金	…1,875 円（85,000 円 ÷ 170 時間（※） × 0.25 × 15 時間）		
		歩合給に対する時間外割増賃金	…1,800 円（48,000 円 ÷ 200 時間 × 1.025 × 30 時間）		
		歩合給に対する深夜割増賃金	…900 円（48,000 円 ÷ 200 時間 × 0.25 × 15 時間）		
※月によって所定労働時間が異なる場合は 1 年間にわたる 1 カ月平均所定労働時間数					

◆時間当たりの賃金額の算出

●ポイント

固定給と歩合給それぞれ時間当たりの賃金額を計算し、両方を合算したものが時間当たりの賃金額となります。ただし、固定給のうち精勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。

$$\begin{aligned} \text{時間当たりの賃金額} &= \text{固定給の時間当たりの賃金額} + \text{歩合給の時間当たりの賃金額} \\ &= (\text{固定給} \div \text{所定労働時間}) + (\text{歩合給} \div \text{月間総労働時間}) \end{aligned}$$

固定給と歩合給それぞれの時間当たりの賃金額は、

$$\text{固定給 } 85,000 \text{ 円 (円)} \div \text{所定労働時間 } 170 \text{ (時間)} = 500 \text{ (円)} \cdots \textcircled{1}$$

$$\text{歩合給 } 48,000 \text{ 円 (円)} \div \text{月間総労働時間 } 200 \text{ (時間)} = 240 \text{ (円)} \cdots \textcircled{2}$$

となり、

$$\text{固定給と歩合給の合算額} \qquad \qquad \qquad \textcircled{1} + \textcircled{2} = 740 \text{ (円)}$$

が、時間当たりの賃金額となります。

◆最低賃金との比較

タクシー事業者の所在地である〇〇県の地域別最低賃金が 734 円の場合、

$$740 \text{ 円} > 734 \text{ 円}$$

となり、最低賃金額以上となっています。

歩合給の中に時間外および深夜の割増賃金を含めた賃金制度（前ページ（1）の図で、①と②の合計を歩合給として支払う方法）を採用している場合、歩合給相当部分と割増賃金相当部分の区分が分らないと、割増賃金の基礎となる通常の労働時間の賃金が算出できません。

したがって、このような賃金の支払方法を採用している事業場においては、歩合給相当部分と割増賃金相当部分を就業規則などで明らかにし、その上で、前ページの例に従って時間当たりの賃金額を計算し、最低賃金額と比較してください。